

(仮称) 汚泥再生処理施設建設工事

落札者決定基準

令和元年 9 月

有田周辺広域圏事務組合

● ● ● 目 次 ● ● ●

1	総合評価一般競争入札による請負者の決定	1
2	審査の流れ	2
(1)	参加資格審査	2
(2)	基礎審査	2
(3)	技術提案書の定量化審査	3
(4)	工事価格の入札	3
(5)	工事価格の定量化審査	3
(6)	総合評価点数の算出	3
(7)	優秀提案者の特定	4
(8)	落札者の決定	4
(9)	審査フロー	5
3	入札参加者の資格要件	6
4	基礎審査の基準	8
(1)	審査方法	8
(2)	審査基準	8
5	工事価格の入札	8
6	定量化審査の基準	9
(1)	定量化審査の方法	9
(2)	定量化審査の項目及び配点	9
(3)	技術提案内容の得点化	10
(4)	工事価格の得点化	13
(5)	総合評価点数の算出	13
(6)	優秀提案者の特定	13

1 総合評価一般競争入札による請負者の決定

(仮称) 汚泥再生処理施設建設工事（以下「建設工事」という。）の請負者には、建設工事の設計・施工に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、請負者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び工事価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

(仮称) 汚泥再生処理施設建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、建設工事の入札説明書類等に基づき応募者から提出された書類（参加資格審査申請書類、技術提案書及び入札書）を、可能な限り客観的に審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査方法

総合評価一般競争入札における審査の流れは、次のとおりである。

(1) 参加資格審査

ア 参加資格審査申請書類の確認

事務組合は、提出された整備工事の入札に関する参加資格審査申請書類が全て揃っていることを確認する。

なお、参加資格審査申請書類に虚偽の記載事項、書類の不備又は重大な瑕疵があるときは、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

イ 参加資格審査

事務組合は、参加資格審査申請書類により、入札参加希望者が落札者決定基準「3 入札参加者の資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

事務組合は、参加資格要件を満たしていると認められるときは、その参加資格審査申請書類の提出者に（仮称）汚泥再生処理施設建設工事技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を要請する。なお、参加資格要件を満たしていないと認められるときは、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

(2) 基礎審査

基礎審査は、有田周辺広域圏事務組合（以下「事務組合」という。）が設置する汚泥再生処理施設建設工事総合評価一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）において行う。

ア 技術提案書の確認

審査会は、提出された技術提案書の構成・項目等が全て整っており、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。

なお、技術提案書に虚偽の記載事項、書類の不備又は重大な瑕疵があるときは、その技術提案書の提出者を失格とする。

イ 技術提案書の基礎審査

技術提案書の基礎審査は、審査会において行う。審査会は、提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の整合性などを確認する。

事務組合は、審査会が技術提案仕様書を全て満たし、不整合も認められないときは、その技術提案書の提出者に工事価格の入札について通知し、審査会が技術提案仕様書との軽微な不整合、又は提出図書間の軽微な不整合が部分的に

認められるときは、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を指示するとともに、工事価格の入札について通知する。なお、審査会が性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合が認められるときは、その技術提案書の提出者を失格とする。

(3) 技術提案書の定量化審査

審査会は、次の方法により技術提案書の提案内容の定量化を行う。

ア 一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す一般要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとに技術提案仕様書との整合性、又は提出図書間の整合性を評価し、得点化を行う。

イ 特定要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項以外で事務組合が特定する事項に関する提案内容について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す特定要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

(4) 工事価格の入札

事務組合は、技術提案書の基礎審査を通過した者（工事価格の入札について通知した者）に対し、（仮称）汚泥再生処理施設建設工事要求水準書（技術提案仕様書及び技術提案書の基礎審査結果を基に事務組合が作成する工事契約図書、以下「要求水準書」という。）を貸与し、工事価格の入札を実施する。

事務組合は、入札書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超える場合は、その入札書の提出者を失格とする。

(5) 工事価格の定量化

入札書に記載された工事価格について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す工事価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

(6) 総合評価点数の算出

一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査

及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合評価点数を算出する。

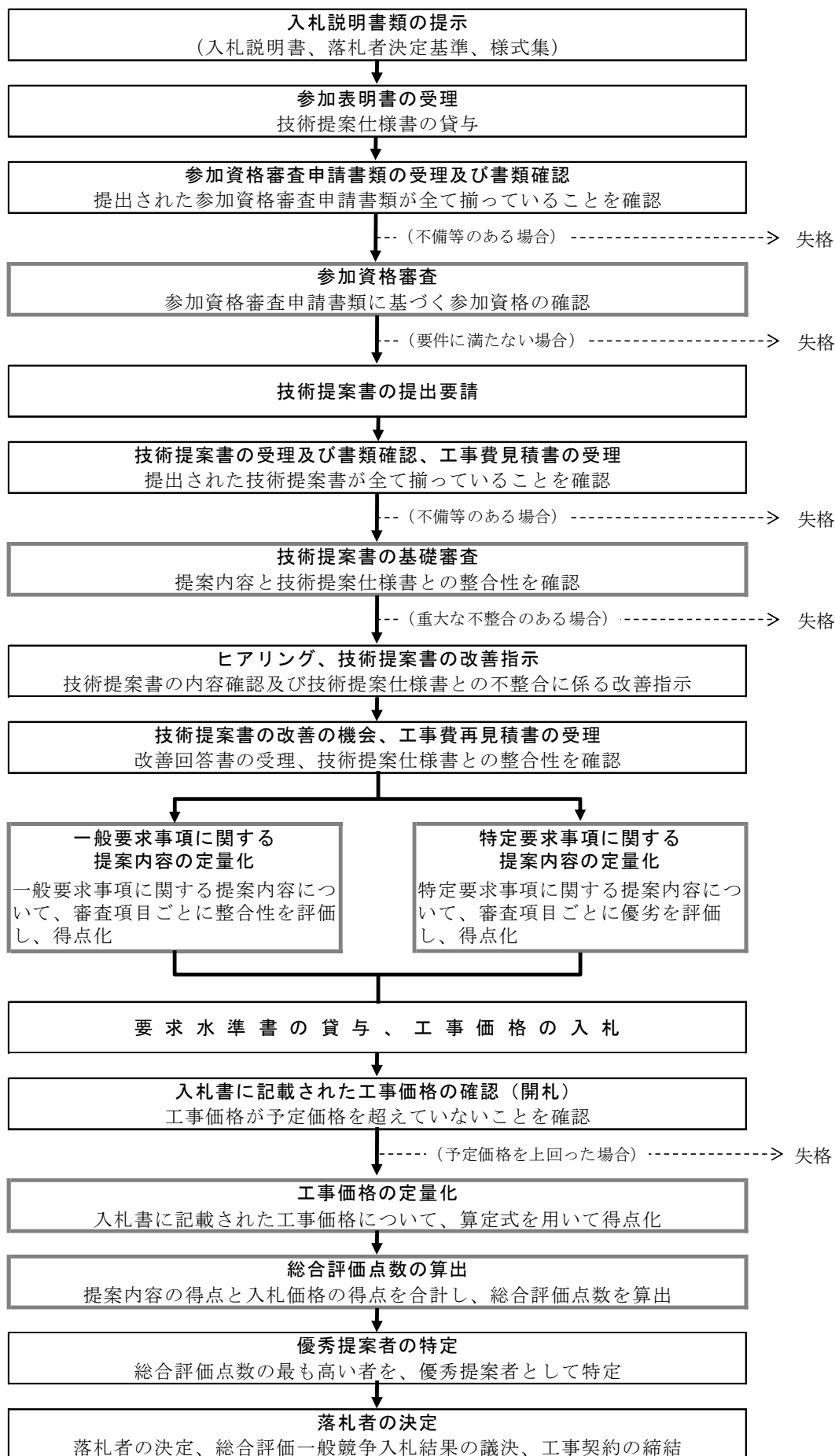
(7) 優秀提案者の特定

総合評価点数の最も高い者を、優秀提案者として特定する。

(8) 落札者の決定

事務組合は、審査会の優秀提案者の特定を踏まえ、落札者を決定する。

(9) 審査フロー



3 入札参加者の資格要件

建設工事の入札に参加する者は、建設工事の発注手続きへの応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 和歌山県及び事務組合の構成市町のいずれかにより入札参加停止（又は指名停止）若しくは入札参加資格者から排除する措置を受けていない者であること。
- (5) 事務組合、又は事務組合の構成市町のいずれかで建設工事業者として入札参加資格者として登録されている者であること。
- (6) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した生物学的脱窒素処理方式による汚泥再生処理センター（資源化は助燃剤化に限る。）の建設工事を元請けとして行い、平成21年度以降に竣工し、稼動開始に至った実績を有する者であること。
- (7) 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定通知書における清掃施設工事の総合評定値が、900点以上の者であること。
- (8) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成21年度以降に竣工した生物学的脱窒素処理方式によるし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の監理経験がある技術者を専任で配置することができる者であること。
- (9) 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等

(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、理事又はこれらに準ずる者が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

(ア) 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合

(イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 基礎審査の基準

(1) 審査方法

提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の齟齬などを確認し、建設工事への適合性が極めて低いと判断する提案を選別する。

(2) 審査基準

ア 審査項目

技術提案書の基礎審査における審査項目は、次に示すとおり、建設工事への適合性を判断する上で最低限必要な事項とする。

基礎審査の審査項目	
技術提案書	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	v 提案図書間の整合性に関する事項

イ 審査基準

技術提案書の基礎審査における審査基準及び各適合段階における判断と対応は、次のとおりとする。

適合段階	審査基準	判断	対応
A	技術提案書が技術提案仕様書を全て満たしており、提出図書間の齟齬も認められない。	合格	工事価格入札の通知
B	技術提案書と技術提案仕様書に軽微な不整合が認められる。又は提出図書間に軽微な不整合が認められる。	合格	提案内容の改善指示 工事費再見積書の提出要請 工事価格入札の通知
C	性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合が認められる。	失格	失格の通知

5 工事価格の入札

入札書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超える場合は、その入札書の提出者を失格とする。

6 定量化審査の基準

(1) 定量化審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書の提案内容及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案者として特定する。

(2) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目			配点
技術提案書	一般要求事項 (技術提案全体)	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		v 提出図書間の整合性に関する事項	2
		小 計	10
	特定要求事項 (特定テーマ)	I 処理機能に関する事項	10
		II 維持管理コストの低減に関する事項	10
		III 景観等、周辺環境との調和に関する事項	2
		IV 全体配置・動線計画等に関する事項	10
		V 地域の活性化と地元貢献に関する事項	5
		VI 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	4
		VII 施設外への臭気対策に関する事項	4
		VIII 別途発注工事との連携に関する事項	10
	小 計	55	
技術提案書の配点計		65	
入札書	工事費の提案	工事価格に関する事項	35
配点合計			100

(3) 技術提案内容の得点化

ア 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

イ 一般要求事項

(ア) 評価段階、評価基準及び評価率

一般要求事項のうち、i～iiiの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.75
C	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.50
D	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会が確認できる。	0.25
E	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、ivの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.75
C	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所以上5箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.50
D	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上認められるが、改善の機会が確認できる。	0.25
E	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、vの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	提出図書間に不整合箇所が認められない。	1.00
B	提出図書間の軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.75
C	提出図書間の軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.50
D	提出図書間の軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会が確認できる。	0.25
E	提出図書間に軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会が確認できない。	0.00

(イ) 評価の視点

一般要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	各審査項目に対応する提案内容が、技術提案仕様書を満たしているか、又は提出図書間に齟齬がないかを評価の基本とする。技術提案仕様書を全て満足し、提出図書間の齟齬も認められない場合には、配点の100%を付与する。技術提案仕様書との軽微な不整合及び提出図書間の軽微な不整合が認められる場合には、その度合に応じて減点する。
ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
v 提出図書間の整合性に関する事項	

ウ 特定要求事項

(ア) 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項Ⅰ～Ⅷの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該評価項目において、大変優れている。	1.00
B	当該評価項目において、やや優れている。	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	当該評価項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	0.00

(イ) 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
Ⅰ 処理機能に関する事項	所定の処理性能を達成できる根拠資料の妥当性 負荷変動、将来的な低負荷対応の具体性、妥当性、実現性
Ⅱ 維持管理コストの低減に関する事項	維持管理コストの優位性 維持管理コスト低減策の具体性、合理性、実現性
Ⅲ 景観等、周辺環境との調和に関する事項	施設の意匠計画、植樹造園計画の妥当性
Ⅳ 全体配置・動線計画等に関する事項	配置・動線計画及び仮設切回し計画の合理性、実現性
Ⅴ 地域の活性化と地元貢献に関する事項	地域の活性化促進に向けた対応の具体性、実現性
Ⅵ 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	災害対策の具体性、妥当性、実現性
Ⅶ 施設外への臭気対策に関する事項	周辺施設等に配慮した、臭気漏洩対策の具体性、実現性
Ⅷ 別途発注工事との連携に関する事項	別途発注工事への関わり方、実施体制、工事全体の品質向上に向けた対応策の具体性、合理性、実現性

各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とする。一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認める場合に、配点の残り50%を優秀の度合に応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合に応じて減点する。

(4) 工事価格の得点化

ア 工事価格の得点化方法

入札書に記載された工事価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

イ 算定式

工事価格のうち、最低価格又は提案下限価格以下の入札参加者は、その金額にかかわらず35点とする。

それ以外の入札参加者の価格点数は、各入札参加者の入札価格と最低価格又は提案下限価格との比率に配点（35点）を乗じて算出する。

なお、点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

a. 最低価格 > 提案下限価格の場合

価格点数 = (最低価格 ÷ 各参加者の入札金額) × 35点

b. 最低価格 ≤ 提案下限価格の場合

価格点数 = (提案下限価格 ÷ 各参加者の入札金額) × 35点

(5) 総合評価点数の算出

技術提案書の提案内容に関する審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合評価点数を算出する。

(6) 優秀提案者の特定

総合評価点数の最も高い者を優秀提案者として特定する。